

【学術集会演題登録における利益相反の開示について】

日本小児感染症学会利益相反の開示すべき項目(日本小児科学会に準ずる)

- 1.産学連携活動に係る受入額が、1企業あたり年間200万円以上（所属機関からの間接経費が差し引かれる前の金額）の場合
- 2.コンサルタント、指導、講演、執筆、給与としての個人収益が、1企業あたり年間100万円以上（税金や源泉徴収額を引く前の金額）の場合
- 3.産学連携活動に係る個人収益（公開・未公開を問わず、当該企業の株式等の出資・取得・保有および売却・譲渡、ストックオプションの権利譲受、もしくは、役員報酬、特許権使用料等）が1企業あたり年間100万円以上あった場合（ただし、投資信託、もしくは当該個人によって管理・制御できない多角的なファンドにおいて資金運用される場合を除く）
- 4.上記1～3のいずれかに該当する企業に一親等の親族が現在勤務している場合

◆該当しない場合

※「日本小児感染症学会の定める利益相反に関する開示事項はありません」と論文の末尾に記載する。

◆該当する場合

※「日本小児感染症学会の定める利益相反に関する開示事項に則り開示します。

（〇〇企業から〇〇円）」などと論文の末尾に記載する。

※開示申告書に著者サインの欄に全員が自筆サインを記載する(別紙)。

各項目1・2・3・4について該当する場合は企業名と金額を記入する。

※共著者が多い場合はコピーして使用して良い。

※個人ごとにこの開示文書を作成して良い。

学術集会演題、機関誌投稿論文、いずれの場合も、個人収益の場合は、前年の1月1日から12月31日まで、ただし、寄付金や企業からの受託等、産学連携活動に係る研究の場合は、前年4月1日から本年3月31日までの期間でも可とする。